

一般競争入札公告

沖縄県が発注する沖縄県本庁舎等及び知事公舎並びに旧県立図書館一般廃棄物収集運搬業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和8年3月2日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 沖縄県本庁舎等及び知事公舎並びに旧県立図書館一般廃棄物収集運搬業務
- (2) 契約の内容 沖縄県本庁舎等及び知事公舎並びに旧県立図書館から排出される一般廃棄物を収集し、処分場へ運搬を行う。その他詳細については入札説明書及び仕様書による。
- (3) 業務実施場所 那覇市1-2-2 (沖縄県本庁舎等)
那覇市寄宮1-7-1 (沖縄県知事公舎)
那覇市寄宮1-2-16 (旧沖縄県立図書館)
- (4) 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 収集運搬の数量 (見込値) 1か月あたり 21,410kg 程度 (年間 257,000kg 程度)
(うち可燃ごみ 19,750kg 程度 (年間 237,000kg 程度))
- (6) その他 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約は解除する。

2 一般競争入札参加資格要件 本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 那覇市から一般廃棄物の収集運搬について許可を受けた法人であること。
- (2) 収集運搬業務に従事する従業員を4名以上有すること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- (2) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止、又は指名除外の措置を受けた者
- (3) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日及び入札期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- (4) 会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者 (会社更生法の適用を受けた者を除く)
- (5) 次のアからウに掲げる事項に該当する者
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力 (以下「暴力団体等反社会勢力」という)
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるもの

4 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接(2)に掲げる場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 登記簿謄本（原本）

ウ 県税（法人事業税及び法人県民税）に関し未納がないことを示す納税証明書（直近3年間分）（原本）

エ 那覇市における一般廃棄物の収集運搬について許可を受けたことが確認できる書類。

オ 一般競争入札参加資格返信用の切手を貼付した封筒を準備すること

(2) 申請書及び契約条項等の入手方法 申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載する。 (<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>)

ア 期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月16日（月）まで

イ 場所及び問合せ先 沖縄県総務部管財課庁舎マネジメント班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
電話番号 098-866-2106

(3) 申請の時期 令和8年3月2日（月）から令和8年3月16日（月）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）の9時から17時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語等 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 資格審査結果の通知 資格審査結果は、令和8年3月17日（火）までに通知する。

6 資格の有効期間 この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金

(6) 電話番号

8 資格の取消し等

(1) 入札参加の資格を有する者が前記3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 資格取消の通知 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札の日時及び場所 令和8年3月19日(木) 14時00分 本庁舎11階第5会議室

※注意：現在、本庁舎大規模改修工事のため本庁舎地下駐車場が縮小されていますので、可能な限り、公共交通機関の利用をお願いします。

また、車で来庁される場合は、駐車までに時間を要することを考慮し、時間に余裕をもって参加をお願いします。

10 入札記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約金額（税込額）を契約期間の月数（12か月）で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を納めさせないことができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

12 契約保証金

契約金額（税込額）を契約期間の月数（12か月）で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を県に納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の納付は免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証金契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結した場合。
- (3) 過去2年間に本県もしくは本県以外の国（公社、公団を含む。）または地方公共団体との同種、同規模の契約の履行証明書（2件以上）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札のときは、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わるできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

15 質問期限 令和8年3月11日（水）17:00まで

※別添質疑書を総務部管財課に提出すること。質疑がない場合は不要です。

担当：庁舎マネジメント班 津覇（TEL：098-866-2106 FAX：098-866-0246）

16 その他

最低制限価格は設定しない。

その他詳細については、入札説明書による。